

之に對し工場業

「全部要求を撤回し、工場長を信頼し、一任する事。」

但解雇職工に對しては、家族救済の意味に於て金貳万円を各人^(分)に工場より支給すること

残面職工に對しては各自日給十日分を貸與し、内五分は十月の後毎勘定の
内より支払ふこと。残り五分は贈與す。

と主張し、多少の相違點ありしも、遂に工場提出の案を、今一應爭議団其他參
會者と共に、協議することになりしむ。午後十一時四十分頃に至り、再び串畑職長代
表工場長自邸に來り、愈々工場提案案にて全事解決せる旨を回答^{せり}す。

斯く爭議団本部に於ては、午後十二時各支部に對し、調停成立の通知を發し、
各幹部は翌午前三時頃より各支部に於て交渉の至過及び結果を報告し、午前五
時解散するに至り。

本日午前十時三十分中庄村長、重井村長、大浜村長、三浦村長、四氏來場、竹

内氏、山崎氏と會見の上、同十一時七分退場せられたり。

二十二日。爭議解決の歡呼の聲、全島に満ち、爭議団に於ても一部少教者を除く外、
色満面たるを見るに至り。

本日柳田豫審判事一名午前九時十分入場、前日に引續き職工の訊問を為し
同十一時四十五分退場せられたり。

爭議団に於ては本日、日曜なるを以て明二十三日より出勤する事とし、出勤に際しては
明朝爭議団本部に全部集合すべき旨を決議せり。

二十三日。此の日職工全部は入場前爭議団本部に集合し、折柄午前六時三十分の工場汽
笛朝空に鳴り渡るや、巷千餘名の職工は五千餘名の應援團及び百有余名の解雇
職工を先頭に、公旗四旗を南風に翻し、労働歌を高唱しつ、隊伍堂堂工場表門
に到着し、茲に應援團並に解雇職工と別れを告ぎ午前六時五十分全部入場するに
至り。本日の入場者合計一千四百八十名、内職工一千三百六十名、請負組百二
十名なりき。